

板橋区模擬選挙等啓発事業実施要領

1 目的

小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学、特別支援学校に対し、出前授業及び模擬選挙を通じて、実際に選挙で使用している選挙物品を貸出し、児童・生徒が児童・生徒会役員の選挙など幅広く投票等を身近に体験することによって、授業のみならず日頃から政治や選挙への関心を高めてもらうことを目的とする。

2 実施対象校

板橋区内の区立・私立の小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学、特別支援学校（区外の天津わかしお学校を含む）

3 貸出物品等

- (1) 貸出物品は「投票箱」、「投票用紙記載台」とする。また、必要に応じて「投票用紙」の提供を行うものとする。
- (2) 貸出物品の設置方法や使用方法等の説明について、学校から希望があれば、必要に応じて職員を派遣する。ただし、職員の業務の都合上やむを得ず派遣が困難な場合を除く。

4 実施及び貸出手続き等

- (1) 模擬選挙等の実施を希望する学校は、板橋区選挙管理委員会事務局（以下、「選挙管理委員会」という。）に対して、実施日、実施時間、対象学年・人数等を事前に連絡し、別記様式1による「実施依頼申込書」を、実施日の2カ月前までに提出する。
- (2) 貸出しを希望する学校は、板橋区選挙管理委員会に対して、貸出希望物品・数量、貸出希望期間、使用目的等を事前に連絡し、別記様式2による「物品借用依頼申込書」を、借用初日の2週間前までに提出する。
- (3) 次の事由の一に該当する場合は、実施、貸出し等を行わない。
 - ア 選挙執行の事務に支障をきたすおそれがあるとき。
 - イ 貸出物品等の数量が不足するとき。
 - ウ その他、貸出しが不相当と認められる事由があるとき。
- (4) 貸出し等を行った場合であっても、次の事由の一に該当する場合は、貸出しの取消し又は停止をすることがある。
 - ア 緊急に選挙執行が行われる事情が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
 - イ 貸出しを受ける学校が保管又は使用に関し、選挙管理委員会の指示に従わないとき。
 - ウ その他、貸出しを続けることが不相当と認められる事由が発生したとき。

5 その他

- (1) 「実施依頼申込書」、「物品借用依頼申込書」等については、選挙管理委員会事務局のホームページにおいてもダウンロードが可能。
URL (http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/091/091967.html)
- (2) 貸出物品の運搬は、貸出しを受ける学校が行うものとする。
- (3) 使用した投票用紙は実施後に全て回収するものとする。